

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症  
第 14回 危機管理対策本部 会議次第

令和2年4月24日(金)

1 開 会

2 議 題

「区内における感染者発生時の公表等の考え方」の見直しについて

3 閉 会

## 区内における感染者発生時の公表等の考え方

北区では、区施設等において「新型コロナウイルス感染症の感染者」が発生した場合、下記のとおり、可能な限り速やかに公表等を行うこととする。

### 記

#### 1 公表

##### (1) 目的

新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、公衆衛生上の対策が必要になった場合、区が発生状況等の情報を公表することにより、区内における感染症の感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって区民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

##### (2) 公表の対象

- ① 区施設等で感染が発生した場合
- ② 区施設等の利用者等が感染した場合
- ③ 区職員等が感染した場合

##### (3) 公表内容

- ① 感染者の年代、性別、居住地（都内・都外）など
- ② 感染者の症状・経過など
- ③ 感染者の渡航歴及び行動歴など
- ④ 公衆衛生上の対策

##### (4) 留意事項

- ① 感染者のプライバシーの保護、可能な範囲での関係者等への説明・情報提供、感染者及び利用者等に対する人権侵害への影響等に十分留意する。
- ② 濃厚接触の状況や、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の内容については、個別に検討・判断する。

##### (5) 公表の方法

- ① 記者会見
- ② プレスリリース
- ③ ホームページ

#### 2 情報提供

項目1における公表の実施に関わらず、以下のとおり、情報提供等を行うこととする。

- (1) 区立の保育園、学童クラブにおける利用者及び職員の感染発生については、厚生労働省通知に基づき、当該施設利用者の保護者に対し、情報提供を行う。
- (2) 区立社会福祉施設（高齢者福祉施設・障害者福祉施設）等における利用者・職員の感染発症については、厚生労働省通知に基づき、当該施設の利用者及びその家族等に対し、情報提供を行う。
- (3) 前述（1）、（2）の情報提供を行う際には、感染者のプライバシーの保護に十分配慮し、情報提供の内容及び範囲については個別に検討・判断する。
- (4) 民間事業者等が設置する保育施設等、社会福祉施設（高齢福祉施設・障害者福祉施設）等における利用者・職員の感染発症については、区立施設の取り扱いに準じて、各施設において情報提供を行うよう指導・助言を行う。

### 3 その他

本考え方については、今後の患者発生の動向などを踏まえ、適宜見直しを行う。